

児童養護施設等における小規模かつ地域分散化 を図る整備にかかる優遇融資のお知らせ

児童養護施設及び乳児院においては、家庭養護を原則とし、小規模化・地域分散化が進められています。児童養護施設及び乳児院における更なる小規模化かつ地域分散化を推進するため、**小規模化・地域分散化を図る整備事業に対し、優遇融資**を実施しています。

《対象となる施設》

- ◎児童養護施設 ◎乳児院
(小規模かつ地域分散化を図る整備に限る)

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準利率▲0.5% [※]	基準利率▲0.5%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内
融資率	90%	75%

※ 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）の「1社会福祉事業施設」の利率が適用されますが、
貸付条件に応じて変動する場合があります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1つ連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240